

議会議案第一号

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する
条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和
四十九年石川県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

珠洲市珠洲郡選挙区

珠洲市及び珠洲郡

を

珠洲市選挙区

珠洲市

に、「並びに」を「及び」に、「押水町及び志雄

町」を「宝達志水町」に、

能美郡選挙区

能美郡

を

能美市能美郡選挙区

能美市及び能美郡

に、

鳳至郡選挙区

鳳至郡

を

鳳珠郡選挙区

鳳珠郡

に改める。

附 則

この条例中第二条の表能美郡選挙区に関する部分は平成十七年二月一日から、その他の規定は同年
三月一日から施行する。

議会議案第二号

松任市並びに石川郡美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村の

合併に伴う石川県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十七年二月一日から松任市並びに石川郡美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村を廃し、その区域をもって白山市を置くことに伴う白山市及び石川郡の区域に係る石川県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十五条第一項の規定により、同日から次の一般選挙により選挙される石川県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成十七年二月一日から施行する。

議会議案第三号

石川県議会議員会条例の一部を改正する条例

石川県議会議員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表産業委員会の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第十七条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

議会議案第4号

日露平和条約の早期締結に関する意見書

我が国固有の領土である北方領土の返還は日本国民の悲願であり、日露両国政府は、これまで、領土問題を解決して平和条約を締結するとの相互の明確な意思を、累次の首脳会談を通じて確認してきた。その間、平和条約締結に向けた土台作りともなる両国の友好関係の進展にはめざましいものがあり、特に、平成15年1月には日露行動計画が採択され、石油・天然ガスなどの経済分野のみならず、学術・文化・スポーツ等広範な民間レベルでの交流も深まってきている。さらに、本年4月には日露賢人会議が発足し、交流のきずなは一層強化されつつある。

また、我が国は、サミットへのロシアの参加に積極的な役割を果たし、その結果、ロシアのサミット正式参加が実現し、平成18年にはモスクワでサミットが開催される運びとなった。

このように、両国関係強化拡大の機運は、日露両国の官民併せての努力によって今まさに高まっている。

よって、国におかれては、この努力にこたえ、また、日本国民の総意と心情にこたえるためにも、日露両国首脳間の直接対話を積極的に推進することにより、両国間に真の安定的な平和友好関係を確立し、北方領土問題を解決するとともに、早期に平和条約を締結するよう更なる努力を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

議会議案第5号

地方バス生活路線の確保を求める意見書

地域住民の生活の維持発展に重要な役割を果たしている地方バス生活路線は、過疎化の進行、マイカーの大幅な普及等によって大変厳しい状況にある。

そのような中、乗合バスの需給調整規制の廃止を盛り込んだ改正道路運送法が施行されたが、国庫補助制度の改正もあいまって、利用者の少ない不採算路線の維持がますます厳しくなっている。

生活バス路線の縮小・撤退は、地域住民とりわけ高齢者、児童・生徒、障害者、通学生や車を持たない交通弱者にとって多大の影響を与えることになる。

しかしながら、生活バス路線確保のために公的支援を迫られる地方公共団体の多くは、財政状況が大変厳しい状況にある。

よって、国におかれては、地域住民の生活にとって必要不可欠な公共交通機関である地方バスによる生活路線を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、財政措置の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

介護保険制度改正に関する意見書

2000年4月から導入された介護保険制度は、法律の規定に基づき施行後5年目の見直し時期を迎えている。

制度導入以降、従来潜在化していた社会的な要請が顕在化したこと、介護保険制度の周知、社会的な認識の高まりなどによって、制度開始時点では約218万人であった要介護認定者が平成16年8月には約400万人へと約8割増加していること、それに伴う介護保険財政が増大していること、また見直しを前提に実施された現行制度の在り方等々、制度改善は喫緊の課題である。

しかし、被保険者の対象年齢引下げによる拡大や給付対象の縮小、利用料の引上げ、障害者施策との統合等々の制度改正の検討状況が断片的に伝えられ、高齢者と家族、関係者、国民の中に不安が広がっている。

高齢社会となった日本の今後を豊かな社会とするには、介護保険を安心して利用できる制度へ改善することが必要である。

よって、国におかれては、介護保険の見直しに当たり、下記事項を含む施策の実現を行うよう強く要望する。

記

- 1 制度改正を行うに当たっては、適切な情報の開示とともに十分な議論を行うこと。
 - 2 保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を整備すること。
 - 3 グループホーム、特別養護老人ホームをはじめとする社会福祉基盤の整備を進めること。
 - 4 障害者支援費制度等との施策の調整を図るに当たっては、関係者の意見を十分に反映し、社会福祉制度の後退を生じさせないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書

本年は、新潟県中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれに見る大規模な災害に見舞われたところである。

この一連の災害によって全国各地に死者・行方不明者の発生や、住宅損壊・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設等の公共施設等への被害など甚大な人的・物的被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。

この深刻な事態に対し政府として、速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、これまでのすべての大規模災害についての対策を総点検し、災害発生の原因や治水計画、防災・地震対策の検証を進め、抜本的対策を早急に講ずることが必要である。

よって、国におかれては、被災地のライフラインの復旧並びに、被災者への支援に一層力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来予測される震災等の自然災害についても万全の対策を講ずるよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 建物の耐震構造化推進の重要性を強く認識し、地震防災策の見直しを行うこと。特に、避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には早急な対策を講ずること。
 - 2 今回の新潟県中越地震の教訓を生かし、震災対策の確立を早急に図るとともに、災害に関連する治水・治水事業等を速やかに実施すること。
 - 3 防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための計画策定と予算措置を行うこと。また、住民に対する避難勧告・避難指示の発令基準及び避難誘導マニュアルの策定を急ぐこと。
 - 4 高齢者等の要援護者への対策を推進するため、災害情報の伝達、避難、救助、復旧、自立支援等に関し、対処マニュアルの策定を早急に行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	
国土交通大臣	
防災担当大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第8号

北朝鮮による拉致事件の真相究明と全面解決を求める意見書

平成14年9月の日朝首脳会談以降、これまで3回にわたる日朝実務者協議が行われてきたが、今回、北朝鮮が横田めぐみさんの「遺骨」として提出した骨は、日本のDNA鑑定で別人のものと判明し、また、その他の物証についても多くの疑問点や矛盾点が指摘されている。

この間、北朝鮮は新たな拉致被害者の存在が濃厚になったにもかかわらず、その存在を否定し、また、真偽についても疑義のある証拠の提出や、報告を行ってきたが、今回その全てが虚偽であったことが判明し、北朝鮮の極めて不誠実な姿勢が明らかになった。今、私たちは激しい憤りを覚えるものである。

政府はこれを踏まえ人道目的とした食糧支援の残りの部分の凍結を表明したところである。

よって、国におかれては、拉致事件を日本の主権と日本人の人道にかかわる問題とし、経済制裁等あらゆる手段を念頭に置きながら、毅然とした態度で北朝鮮に真相究明を求め、「特定失踪者」の方々の全面的な解放と永住帰国など、拉致事件の全面的な解決に向けて、全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書

高齢化が世界有数のスピードで進む我が国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力を振るったりするなど虐待が深刻化している。しかしながら、高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状である。

虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もなされている。

昨年、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、本年4月に調査結果が発表された。それによれば、「生命にかかわる危険な状態」に至る事例が1割という深刻な実態が浮き彫りになる一方、虐待に気がついた在宅介護サービス従事者の9割が対応は困難と感じていることも明らかになった。

この結果からも、高齢者虐待の定義を明確にすることをはじめ、虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることが確認されたところである。

よって、国におかれては、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急に実現するため、下記事項を踏まえて高齢者虐待防止法を制定するよう強く要望する。

記

- 1 相談窓口の設置と、早期発見のための通報システムを確立すること。
- 2 高齢者を虐待者から切り離す緊急保護のための一時保護施設等を整備すること。
- 3 関係機関や家族のネットワークづくりを推進すること。
- 4 施設職員や関係者への虐待防止教育を実施すること。
- 5 高齢者虐待防止に関する国民への教育・啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

議会議案第10号

台湾からの観光客に対する査証免除を求める意見書

政府は、平成15年7月31日に「観光立国行動計画」を策定し「日本を訪れる外国人旅行者を2010年に倍増させること」を目標として掲げたところである。

「観光立国行動計画」には、観光立国に向けた環境整備の一環として、円滑な訪日を支えるため、査証取得の負担の軽減を図ることが盛り込まれ、16年4月からは香港のパスポート保持者に対して90日以内の査証免除が認められ、7月には小泉首相が日韓首脳会談で、韓国人に対する恒久的な観光目的査証免除を検討する考えを明らかにした。このような政府の措置は、双方の経済交流と観光を促進したいとの思いからである。

しかしながら、アジアの中で台湾については、貿易、経済、技術、文化などの交流面では関係がとりわけ深いにもかかわらず、本年9月1日から、台湾人修学旅行生に対する申請書と査証手数料が免除されるという緩和措置が実施されたものの、依然、査証取得が義務づけられている。

よって、国におかれては、台湾からの観光客を誘致するため、また、台湾との交流を一層深めるため、台湾人旅行者に対する査証免除が実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
法務大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	

石川県議会